（別添２）

社会福祉施設等における点検項目（例）

１．停電に備えた点検

＜非常用自家発電機関係＞

①　非常用自家発電機が有る場合

・燃料の備蓄と緊急時の燃料確保策（24 時間営業のガソリンスタンド等の確認、非常用自家発電機の燃料供給に係る納入業者等との優先供給協定など）を講じているか。

・定期的な検査とともに、緊急時に問題なく使用できるよう性能の把握及び訓練をしているか。

②　非常用自家発電機が無い場合

・医療的配慮が必要な入所者（人工呼吸器・酸素療法・喀痰吸引等）の有無、協力病院等との連携状況などを踏まえ、非常用自家発電機の要否を検討しているか。

・医療的配慮が必要な入所者がいる場合、非常用自家発電機の導入（難しければ、レンタル等の代替措置）を検討しているか。

＜電灯（照明）関係＞

・照明を確保するための十分な数の懐中電灯やランタン等の備蓄をしているか。

＜防寒関係＞

・石油（灯油）ストーブ等の代替暖房器具とその燃料を準備するとともに、毛布、携帯用カイロ、防寒具などの備蓄をしているか。

＜介護機器・器具関係＞

・医療機器等の予備バッテリー又は充電式や手動式の喀痰吸引器等の代替器具を準備しているか。

・人工透析患者に係る緊急時の対応、ニーズ、必要物資等を把握し、自治体の透析担当者や各透析施設等との連携体制が確保されているか。

２．断水に備えた点検

＜生活用水関係＞

・近隣の給水場を確認し、大容量のポリタンク等の給水容器の準備をしているか。

・災害時協力井戸の確保（酒造会社等）をしているか。

・衛生面を考慮しつつ、地下水（井戸水）の利用の検討をしているか。

（注）節水のため、食器を汚さないように使用するラップや紙皿などを備蓄しておくこと。

（注）入浴は、緊急時には、ウェットティッシュによる清拭などによる代替手段を検討すること。

＜飲料水関係＞

・飲料水の備蓄をしているか。

（注）災害時には、近隣からの避難者等の受入れにより、これらの者に対しても飲料水の提供が必要な場合があるため、利用者・職員分だけではなく、十分な数を備蓄しておくこと。

＜汚水・下水関係＞

・携帯トイレや簡易トイレ、オムツ等の備蓄をしているか。

３．ガスが止まった場合に備えた点検

・カセットコンロ及びカセットガス等の備蓄をしているか。

（注）比較的簡単に備蓄できるが、火力が弱く、大量の食事を一度に調理することは難しいため、多めに備蓄しておくことが望ましい。

・プロパンガスの導入又は備蓄（難しければ、ガス業者等からのレンタルの可否の確認）をしているか。

・調理が不要な食料（ゼリータイプの高カロリー食等）を備蓄しているか。

４．通信が止まった場合に備えた点検

・通信手段のバッテリー（携帯電話充電器、乾電池等）を確保しているか。

・複数の通信手段（携帯電話メール、公衆電話、災害用トランシーバー、衛星電話等）を確保しているか。

（注）緊急時に想定している通信手段の使用方法等を予め確認しておくこと。

５．物資の備蓄状況の点検

・食料、飲料水、生活必需品、医薬品、衛生用品、情報機器、防寒具、非常用具、冷暖房設備・空調設備稼働用の燃料について、季節ごとに１日の必要量を把握しているか。

・食料などについて、上記を踏まえた備蓄量となっているか（飲料水等は再掲）。

（注）消費期限があるものは、定期的な買換えが必要となることに留意すること。

（注）利用者だけではなく、職員分及び避難者分なども含め十分な物資を備蓄しておくこと。

（注）備蓄物資については、津波や浸水等の水害や土砂災害等に備え、保管場所にも留意すること。

６．その他留意事項

・点検は、南海トラフ地震の想定地域等特段の対応が求められる場合を除き、最低限３日間以上は業務が継続できるようにするとの視点に立って行うこと。
・上記の点検項目は、最低限ライフライン等を維持・確保するための例であり、各社会福祉施設等において点検を行うに当たっては、実際に災害が発生した際に利用者の安全確保ができる実効性のあるものとなるよう、当該施設等の状況や地域の実情を踏まえた内容とすること。
・上記の点検項目以外にも、災害対策においては、利用者の避難方法や緊急時の職員間の連絡体制の構築、平時における避難訓練の実施、消防等関係機関や地域住民との連携体制の確保等が重要であることから、これらにも留意する必要があること。
・上記の点検項目を含め、災害時における事業継続の方法については、BCP（事業継続計画）として予め文書で整理し、役職員間で共有しておくとともに、平時の段階から、当該 BCP を踏まえた訓練や物資の点検等の具体的な活動を実践していくことが望ましいこと。
・災害対策については、単独の法人や社会福祉施設等での対応には限界があることから、「災害時の福祉支援体制の整備について」（平成 30 年５月 31 日付け社援発 0531 第１号）を踏まえ、平時の段階から、都道府県が中心となって構築している「災害福祉支援ネットワーク」へ積極的に参画し、地域全体の防災体制の底上げに協力を図ること。

６福祉障施第５９５号
令和６年５月１７日

各施設・事業所管理者　殿

東京都福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課長
鹿　内　弘　実
（公印省略）

障害者支援施設及び生活介護事業所における利用者のおむつ代の取扱いについて（通知）

このことについては、平成１８年１２月６日付障発第１２０６００２号「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（以下「国通知」という。）」及び平成１９年６月２９日付け事務連絡「障害福祉サービスに係るQ&A（指定基準・報酬関係）（ＶＯＬ．１）の送付について（以下「国Q&A」という。）」により、厚生労働省から通知がされており、適切な取扱いが求められてきたところです。

今般、改めて厚生労働省に障害者支援施設における利用者のおむつ代の取扱いについて、下記の通り確認を行いました。

つきましては、各施設・事業所においても、運営規程、利用者等との契約内容（契約書及び重要事項説明書）を確認いただき、適切にご対応いただくようお願いします。

記

１　本通知の対象となる障害福祉サービス

⑴　施設入所支援（障害者支援施設）

⑵　生活介護

２　おむつ代の取扱いについて

おむつ代については、国Q＆Aにおいて、利用者が自ら負担することを基本とするが、『おむつを常時利用する必要のある重度の障害者の利用が見込まれる「生活介護」については、報酬上も一定の評価をしていることから、利用者に対し、指定生活介護事業所（施設）が一律に提供するおむつについては、利用者から負担を求めてはならない』とされています。

「ただし、利用者の希望及び選定により、当該指定生活介護事業所（施設）が一律に提供するおむつ以外のおむつを提供する場合にあってはこの限りではない。」とされています。

（平成１９年６月２９日付け事務連絡「障害福祉サービスに係るQ&A（指定基準・報酬関係）（ＶＯＬ．１）

３　厚生労働省への照会

生活介護事業所を併設する障害者支援施設の取扱いについては、以下のとおり回答がありま

した。

【東京都からの確認事項①】

「平成１９年６月２９日付け事務連絡のＱ＆Ａに記載があるとおり、生活介護を実施する場合は、報酬上一定の評価をしていることから、まずは施設側でおむつを必要とする利用者に対しておむつを用意する必要がある。ただし、利用者側から銘柄指定等があった場合は、当該利用者同意の下、施設は利用者に対して「日用品費」として、おむつ代の請求ができる。」

【厚生労働省からの回答】

生活介護を実施する障害者支援施設におけるおむつ代の取り扱いについては、国通知にもある通り、報酬上一定の評価をしていることから、先日ご質問いただいた確認事項①のとおりとなります。

4　根拠法令

以下にお示しする都条例は、国の法令に準拠して定められており、その取扱いも国通知に準拠しております。

⑴　東京都障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例　第 18 条
（平成 24 年 12 月 13 日条例第 137 号）

⑵　東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例 第 25 条及び第 26 条
（平成 24 年 12 月 13 日規則第 136 号）

⑶　東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則　第 6 条
（平成 24 年 12 月 21 日 規則第 173 号）

⑷　指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準　第 82 条及び第 83 条
（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）

⑸　指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準　第 19 条
（平成 18 年厚生労働省令第 172 号）

⑹　指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について
第五の３（１）（平成 18 年 12 月 6 日付障発第 1206001 号）

⑺　指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について
第三の３（13）（平成 19 年 1 月 26 日付障発第 0126001 号）

⑻　障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて
（平成 18 年 12 月 6 日付障発第 1206002 号　厚生労働省社会･援護局障害福祉保健部長通知）

⑼　平成 19 年障害福祉サービスに係るＱ＆Ａ（指定基準・報酬関係）（ＶＯＬ．１）
（平成 19 年 6 月 29 日付け　厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）

【問い合わせ】
東京都福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課
障害者支援施設担当（ダイヤルイン）03-5320-4156

令和６年度報酬改定に関するＱ＆Ａ

（施設入所支援、生活介護、自立訓練）

（令和６年４月８日時点）

１　届出有無の考え方

問１
　食事提供体制加算等、令和 6 年度の報酬改定において、算定要件が変わった加算の届出有無を教えてほしい。

（答）
　届出が必要な加算と届出が不要の加算があります。以下に届出不要の加算の例をお示しするとともに、問２以下において各加算の変更届提出の必要性について説明いたしますのでご参照ください。
　なお、届出が不要となる加算については、算定要件を再度確認し、引き続き同様の加算を取得する場合は届出不要です。万が一、要件を満たせなくなる事業所におかれましては「加算　有→無」の届出が必要になりますのでご留意ください。

【届出不要加算の具体例】
　　食事提供体制加算、リハビリテーション加算、福祉専門職員等配置加算等。

　※処遇改善加算に係るお問い合わせは東京都福祉局障害者施策推進部地域生活支援課処遇改善加算担当（障害福祉）までご確認ください。（03-5320-4230）

問２
　常勤看護職員等配置加算（生活介護）について、要件に応じ「Ⅰ型」～「Ⅲ型」で単位数を算定する方式から、常勤換算方法で算出した看護職員の数を所定単位数に乗じて算定する方式へと令和６年度以降変更となったが、届出は必要か。

（答）
　引き続き当該加算を算定する場合や新たに加算を算定する場合は、変更届出書の提出が必要となります。

問３
　生活介護、施設入所支援の基本報酬に係る定員区分について、令和 6 年度から 10 名ごとに設定されたが、変更届の提出は必要か。

（答）
変更届の提出は不要です。現状届出されている定員数に基づき定員区分を自動的に変更させていただきますので、請求時にお間違いないよう留意ください。また、万が一届け出ている定員数に変更がある場合は、加算に係る変更届の提出期限までに定員変更の届出を提出してください。

問４
人員配置体制加算（生活介護）について、新たに「Ⅰ型」が新設されたことにより、これまでの「Ⅰ型」は「Ⅱ型」に、「Ⅱ型」は「Ⅲ型」に、「Ⅲ型」は「Ⅳ型」に…と一つずつ型が変わったが、届出は必要か。

（答）
システム上、自動で「Ⅰ型→Ⅱ型」に、「Ⅱ型→Ⅲ型」に、「Ⅲ型→Ⅳ型」に切り替わります。ただし、新設の「Ⅰ型」を算定する場合や新たに加算を算定する場合のみ届出書の提出が必要になりますので留意ください。

問５
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（全サービス）について、届出有無の考え方を教えてほしい。

（答）
令和５年度までの加算要件が報酬改定後の「Ⅱ型」の要件と一致することから、現在加算を算定している事業所は、システム上自動的に「Ⅱ型」に切り替わるため、「Ⅱ型」の請求を行う場合は届出不要です。ただし、新設の「Ⅰ型」を算定する場合や新たに加算を算定する場合のみ届出書の提出が必要になりますので留意ください。

問６
重度障害者支援加算（生活介護、施設入所支援）について、届出有無の考え方を教えてほしい。

（答）
現行の当該加算「Ⅱ型」を算定している事業所は、システム上自動的に「Ⅱ・Ⅲ型」に切り替わりますので届出は不要です。また、すでに「Ⅰ型」を算定しており、今後も「Ⅰ型」を算定する場合も届出は不要です。新たに加算を算定する場合や加算をとらなくなる場合のみ届出書の提出が必要になりますので留意ください。

問７
通院支援加算（施設入所支援）について、届出有無を教えてほしい。

（答）
厚生労働省報酬告示において都道府県への届出加算である旨が明記されました。新たに加算を算定する場合のみ届出書の提出が必要です。

問８　喀痰吸引等実施加算について、新規加算として申請したいが、「基本報酬・加算等にかかる添付書類一覧」「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」には、記載箇所が見当たらない。加算の届出は不要か。

（答）

東京都への届出不要の加算となりますので、加算の申請をする場合は国保連を通じて区市町村に請求していただくよう、お願いします。

なお、登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者に関する届出が必要であることに留意してください。

【ご参考】

担当：公益財団法人東京都福祉保健財団　人材養成部　福祉人材養成室（たん吸引担当）

ＨＰ：https://www.fukushizaidan.jp/107tankyu/touroku/

（　福祉専門職員配置等加算　）

問９

生活介護において福祉専門職員配置等加算の「Ⅰ型」または「Ⅱ型」と、「Ⅲ型」の併給が可能となったが、既に「Ⅰ型（Ⅱ型）」を算定しており、新たに「Ⅲ型」も算定したい場合、届出は必要か。また、本加算に関して要件の計算方法に変更はあるか。

（答）

変更届の提出が必要です。なお、計算方法に変更はありません。

２　報酬以外に関する事項

（　共通の届出様式　）

問１０

第２号様式「変更届出書」及び様式第５号「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」に「印」がなくなったが、捺印は不要ということか。

（答）

お見込のとおりです。

（　生活介護計画　）

問１１

生活介護計画とは個別支援計画とは異なるものか。

（答）

同義です。

（　生活介護の運営基準　）
問１２
　基本報酬区分の見直しで、利用定員ごとの基本報酬を 10 人ごとに設定するとあるが、現在、20 名定員の事業所を 10 名定員にする事は可能か。

（答）
　最低の利用定員に関する基準に変更はなく、原則として生活介護事業所の定員は「２０名以上」と定められているため、主として重症心身障害児者を対象とした事業所以外は不可となります。

（　生活介護の運営基準　）
問１３－１
　従業員の配置数を算出する際に必要な前年度の平均利用者数の算出について、「サービス提供時間が５時間以上７時間未満の利用者は、前年度の平均利用者数の算出の際、１人ではなく 0.75 人として計算」と書かれているが、利用時間により平均利用者数を減じるこの計算方法は、定員超過減算や面積基準等の管理においても同様か。また、平均利用者数が上記の利用時間により減じられるため、定員を引き下げることは可能か。（例えば、従来の方法で計算した平均利用者数は約 21 名、定員が 25 名、新しい計算法で計算した平均利用者数は約 16 人となる場合、運営状況を維持したまま定員を現状の 25 名から 20 名へと引き下げるということが可能か）
問１３－２
　従業員の配置員数を算出する際に必要な前年度の平均利用者数の算出については、サービス提供時間を考慮する（５時間以上７時間未満の利用者は、１日 0.75 人として計算し、５時間未満の利用者は１日 0.5 人と計算する。例えば、短時間の利用者を午前・午後に分けて受け入れることも可能。）ということだが、定員数の算出についても同様の扱いになるか。

（答）
　問１３－１について
　利用時間により平均利用者数を減じる考え方については、定員超過については同様であるため、設問の事例の場合、定員区分を引き下げることも可能となります。ただし、訓練作業室の面積基準は実定員数によって算出します。

　問１３－２について
　あくまでも平均利用者数を算出するための計算方法です。定員数につきましては、従前通りの考え方になります。

２　報酬に関する事項

（　生活介護の基本報酬　）
問１４
　生活介護の基本報酬は、利用者ごとに所要時間（標準的なサービス提供時間）に応じて決定されるようだが、障害者支援施設で提供される生活介護（常時介護が必要なため利用時間＝営業時間となる）の場合はどう考えればいいか。８時間以上利用の場合の延長支援加算は取れないとのことだが、例え

ば生活介護の営業時間を 10：00～17：00 とし、7 時間以上 8 時間未満までは一律に算定して差し支えないという解釈でいいのか。

（答）
各利用者の個別支援計画に標準的なサービス提供時間として位置づけられている時間により、一律に算定可能となります。

（　生活介護の基本報酬　）
問１５
所要時間における留意点として「…当該利用者の居住する地域にない場合等であって」という記載があるが、この「等」とは、どのような意味か。

（答）
「利用者の居住する地域にない場合等」が、具体的にどのような場合を指すのか、現在国に確認中です。

（　生活介護の基本報酬　）
問１６
ご家族の送迎による自主通所の利用者で、ご家族のお迎えがこちらの設定している標準的な時間よりも遅くなる場合、実際に帰られる時間までをサービス提供時間として算定することは可能か。また、逆に朝早く来られる利用者の方について、実際に通所された時間をサービス提供時間として算定することは可能か。

（答）
算定可能です。実際の所要時間が、居宅においてその介護を行う者等の就業その他の理由により、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間よりも長い時間に及ぶ場合であって、日常生活上の世話を行う場合には、実際に要した時間に応じた報酬単価を算定して差し支えありません。

（　生活介護の基本報酬　）
問１７
生活介護計画における標準的なサービス提供時間については、送迎や障害特性等による配慮事項に該当する者の場合、どのように記載するのか。

（答）
標準的なサービス提供時間については、送迎や障害特性等による配慮事項に該当する者の場合、例えば、以下のように、合計のサービス提供時間とその内訳がわかるように記載してください。

（イメージ）
・サービス提供時間　　4 時間
・送迎に係る配慮　　1 時間

・障害特性に係る配慮　　３０ 分
・送迎時の移乗等　　３０ 分
――――――――――――――――――
合計のサービス提供時間　６時間

なお、「送迎に係る配慮」に関し、報酬改定説明会動画では「片道１時間を超えた時間を加える」と伝えましたが、取扱が以下のとおり変更されました。
（変更後）
「利用者が必要とするサービスを提供する事業所が当該利用者の居住する地域にない場合等であって、**送迎に要する時間が往復３時間以上となる場合は、**１時間を生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。」

（　生活介護の基本報酬　）
問１８
所要時間に基づいた報酬となるが、日によっての所要時間が変わる場合の利用者は、その日により単位数が異なるという解釈で良いか。また、送迎時間が往復３時間を超える場合や介助にかかる時間を所要時間として計算可能ということであったが、曜日ごとに利用者の人数やルートが異なる場合にはその曜日ごとに利用時間、単位数が変わる可能性があるということで良いか。

（答）
単位数の算定は所要時間（個別支援計画の標準的なサービス提供時間）によるため、日毎に異なる所要時間が個別支援計画に記載されている場合は日毎に単位数が異なることになります。

（　生活介護の基本報酬　）
問１９
障害特性等に起因するやむを得ない理由により、利用時間が短時間（サービス提供時間が６時間未満）にならざるを得ない利用者については、日々のサービス利用前の受け入れのための準備やサービス利用後における翌日の受け入れのための申し送り事項の整理、主治医への伝達事項の整理などに長時間を要すると見込まれることから、これらに実際に要した時間を、１日２時間以内を限度として生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができるとある。この場合、他のサービスと重なる利用者も想定されるがエラーにならないのか。
例)標準的なサービス提供時間は 10-16 時、障害特性のため 10-15 時(障害が重いため事前準備や他機関への申し送りあり)ヘルパー15 時より開始する場合。

（答）
他サービスとの重複については国に確認中です。

（　生活介護の基本報酬　）
問２０
「当日の道路状況や天候、本人の心身の状況など、やむを得ない事情により、その日の所要時間が、

生活介護計画に位置付けられた標準的な時間よりも短くなった場合には、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間に基づき算定して差し支えないこと。」とあるが、定期通院をされる方、リハビリを受けるために、遅刻、早退をされる方についてはどのようになるか。

（答）

留意事項通知の記載は「当日のやむを得ない事情」であることから、定期的で予測のつくもの（上記でいう定期通院など）については、所要時間から除外すべきであると考えますが、現在国に確認中です。

（　生活介護の基本報酬　）

問２１－１

前年度平均利用者数の算出について、当事業所では「所要時間５時間以上６時間未満」の生活介護事業に 36 名、「所要時間７時間以上８時間未満」の生活介護事業に 30 名在籍しています。この場合の具体的な計算方法は。

問２１－２

『利用者が必要とするサービスを提供する事業所が当該利用者の居住する地域にない場合、送迎が片道 1 時間を超えた場合、超えた部分を標準的な時間として加える』のは、23 区内でも適用されるのか。

（答）

問２１－１について

ご質問のケースですと、「所要時間５時間以上６時間未満」の 36 名の平均利用者数に 3/4 をかけた数値（27 名）と、「所要時間７時間以上８時間未満」の 30 名の平均利用者数の合計の利用者延べ数を開所日数で除して得た数となります。

問２１－２について

送迎に要する時間が往復３時間以上となる場合は、23 区内も適用されます。

（　人員配置体制加算　）

問２２

「従業員の配置員数を算出する際に必要な前年度の平均利用者数の算出については、サービス提供時間を考慮する」（利用時間が短い場合、利用者数が少なく算出される）とされているが、令和６年度の人員配置体制加算算定のために令和５年度の平均利用者数を算出する際も同様の考え方が適用されるのか。

（答）

お見込のとおりです。

（　人員配置体制加算　）

問２３

前年度の平均ご利用者数の計算方法が変更となり、サービス提供時間が５時間以上７時間未満の利用者は 0.75 人、５時間未満の利用者は、0.5 人と計算すると記載があるが、人員配置体制加算の従業者の員数の計算の考え方にも適用されるのか。

（答）
お見込のとおりです。

（　人員配置体制加算　）
問２４
人員配置体制加算について、1.5:1～2.5:1 などの前年度利用者数に対する配置人数の基準は示されているが、これまであった平均障害支援区分などの要件が何ら示されていない。配置人数のみ満たしていれば算定できるということか。

（答）
改定後の人員配置体制加算Ⅰ型及びⅡ型の算定要件は、障害支援区分５若しくは６に該当する者又はこれに準ずるものが利用者の 100 分の 60 以上、Ⅲ型は 100 分の 50 以上となります。なお、Ⅳ型は区分要件がありません。

（　常勤看護職員等配置加算　）
問２５
常勤看護職員等配置加算について、「常勤換算方法で１以上の配置」ということは、常勤専従１名（1.0）+週３日の非常勤（0.6）＝1.6 の場合の単位数の計算方法は。

（答）
所定単位数に常勤換算方法で算出した看護職員の数を乗じて得た単位数を加算することとします。なお、常勤換算員数の小数点以下は切り捨てるものとします。
よって、本ケースで言うと「所定単位数×1.0」となります。

（　重度障害者支援加算（Ⅱ）及び（Ⅲ）　）
問２６
重度障害者支援加算の中核的人材養成研修修了者について、中核的人材養成研修の実施予定について確認したい。

（答）
中核的人材養成研修については、告示上、「強度行動障害を有する障害者等の特性の理解に基づき、障害福祉サービス事業を行う事業所又は障害者支援施設における環境調整、コミュニケーションの支援並びに当該障害者等への支援に従事する者に対する適切な助言及び指導を行うための知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であって、別表に定める内容以上のもの」としており、研修の質を確保する観点から令和９年３月 31 日までの間は、のぞみの園が設置する施設が行う研修その他これに準ずるものとして厚生労働大臣が認める研修に限られています。令和９年４月以降の研修の

実施方法等については、現在の研修の実施状況等を踏まえ引き続き検討し、令和８年度末までに改めて示される予定です。（国 Q&A　Vol２問１１参照）

（　重度障害者支援加算（Ⅱ）及び（Ⅲ）　）
問２７
　加算の算定を開始した日から起算して 180 日以内の期間に算定される初期加算の取扱いについて、令和６年４月以前に加算の算定をしていた利用者については、どのように取り扱うのか。

（答）
　令和６年４月以前に、加算の算定を開始した日から起算して 180 日を経過していない場合は、（180 日－加算の算定を開始した日から令和６年３月 31 日までの日数）の期間について、改定後の重度障害者支援加算（Ⅱ）及び（Ⅲ）における初期加算を算定することとなります。
　また、当該初期加算については、強度行動障害を有する者が、サービス利用の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものであり、例えば、令和６年４月以前に改定前の重度障害者支援加算（Ⅱ）（区分４以上かつ行動関連項目 10 点以上）を算定して 180 日を経過していた区分６の者が、令和６年４月以降に改定後の重度障害者支援加算（Ⅱ）（区分６以上かつ行動関連項目 10 点以上）を算定する場合は、初期加算の算定はできません。（国 Q&A Vol2 問３参照）

（　入浴支援加算　）
問２８
　入浴支援加算（生活介護）の加算対象者は、具体的にどのよう利用者であるのか。

（答）
　医療的ケアを必要とする者、重症心身障害者が対象となります。

（　食事提供体制加算　）
問２９
　食事提供体制加算の要件として、新しく利用者ごとの摂取量の記録とあるが、どの程度詳細に記録しておけばよいのか。また、摂取量記録の書式などがあるのであれば参考にしたい。

（答）
　特に書式の定めはないため、摂食量の記録は、例えば、「完食」、「全体の１／２」、「全体の○割 」などといったように記載し、提供した日については必ず記録するようにしてください。

（　個別計画訓練支援加算　）
問３０
　自立訓練（生活訓練）の個別計画訓練支援加算について、区分が１つの区分からⅠとⅡに改定されたが、様式は加算ⅠとⅡで共通の様式か。

（答）

お見込みのとおり共通の様式となります。また、報酬改定前から個別計画訓練支援加算の届出を提出している事業所においては届出不要です。なお、加算Ⅰは加算Ⅱの要件に加え、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における支援プログラムの内容を公表するとともに、利用者の生活機能の改善状況等を評価し、当該評価の結果を公表している利用者について算定することが可能です。

なお、公表の方法等については現在国に確認中です。Ⅰ型を算定する場合は、HP 等何らかの形で公表を行ったうえで届出をしてください。

令和６年度報酬改定に関するＱ＆Ａ　Vol　2

（施設入所支援、生活介護、自立訓練）

（令和６年５月８日時点）

１　届出有無の考え方

問１
　食事提供体制加算等、令和 6 年度の報酬改定において、算定要件が変わった加算の届出有無を教えてほしい。

（答）
　届出が必要な加算と届出が不要の加算があります。以下に届出不要の加算の例をお示しするとともに、問２以下において各加算の変更届提出の必要性について説明いたしますのでご参照ください。
　なお、届出が不要となる加算については、算定要件を再度確認し、引き続き同様の加算を取得する場合は届出不要です。万が一、要件を満たせなくなる事業所におかれましては「加算　有→無」の届出が必要になりますのでご留意ください。

【届出不要加算の具体例】
　　食事提供体制加算、リハビリテーション加算、福祉専門職員等配置加算等。

　※処遇改善加算に係るお問い合わせは東京都福祉局障害者施策推進部地域生活支援課処遇改善加算担当（障害福祉）までご確認ください。（03-5320-4230）

問２
　常勤看護職員等配置加算（生活介護）について、要件に応じ「Ⅰ型」～「Ⅲ型」で単位数を算定する方式から、常勤換算方法で算出した看護職員の数を所定単位数に乗じて算定する方式へと令和６年度以降変更となったが、届出は必要か。

（答）
　引き続き当該加算を算定する場合や新たに加算を算定する場合は、変更届出書の提出が必要となります。

問３
　生活介護、施設入所支援の基本報酬に係る定員区分について、令和 6 年度から 10 名ごとに設定されたが、変更届の提出は必要か。

（答）
変更届の提出は不要です。現状届出されている定員数に基づき定員区分を自動的に変更させていただきますので、請求時にお間違いないよう留意ください。また、万が一届け出ている定員数に変更がある場合は、加算に係る変更届の提出期限までに定員変更の届出を提出してください。

問４
人員配置体制加算（生活介護）について、新たに「Ⅰ型」が新設されたことにより、これまでの「Ⅰ型」は「Ⅱ型」に、「Ⅱ型」は「Ⅲ型」に、「Ⅲ型」は「Ⅳ型」に…と一つずつ型が変わったが、届出は必要か。

（答）
システム上、自動で「Ⅰ型→Ⅱ型」に、「Ⅱ型→Ⅲ型」に、「Ⅲ型→Ⅳ型」に切り替わります。ただし、新設の「Ⅰ型」を算定する場合や新たに加算を算定する場合のみ届出書の提出が必要になりますので留意ください。

問５
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（全サービス）について、届出有無の考え方を教えてほしい。

（答）
令和５年度までの加算要件が報酬改定後の「Ⅱ型」の要件と一致することから、現在加算を算定している事業所は、システム上自動的に「Ⅱ型」に切り替わるため、「Ⅱ型」の請求を行う場合は届出不要です。ただし、新設の「Ⅰ型」を算定する場合や新たに加算を算定する場合のみ届出書の提出が必要になりますので留意ください。

問６
重度障害者支援加算（生活介護、施設入所支援）について、届出有無の考え方を教えてほしい。

（答）
現行の当該加算「Ⅱ型」を算定している事業所は、システム上自動的に「Ⅱ・Ⅲ型」に切り替わりますので届出は不要です。また、すでに「Ⅰ型」を算定しており、今後も「Ⅰ型」を算定する場合も届出は不要です。新たに加算を算定する場合や加算をとらなくなる場合のみ届出書の提出が必要になりますので留意ください。

問７
通院支援加算（施設入所支援）について、届出有無を教えてほしい。

（答）
厚生労働省報酬告示において都道府県への届出加算である旨が明記されました。新たに加算を算定する場合のみ届出書の提出が必要です。

問８　喀痰吸引等実施加算について、新規加算として申請したいが、「基本報酬・加算等にかかる添付書類一覧」「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」には、記載箇所が見当たらない。加算の届出は不要か。

（答）
東京都への届出不要の加算となりますので、加算の申請をする場合は国保連を通じて区市町村に請求していただくよう、お願いします。
なお、登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者に関する届出が必要であることに留意してください。
【ご参考】
担当：公益財団法人東京都福祉保健財団　人材養成部　福祉人材養成室（たん吸引担当）
ＨＰ：https://www.fukushizaidan.jp/107tankyu/touroku/

（　福祉専門職員配置等加算　）
問９
生活介護において福祉専門職員配置等加算の「Ⅰ型」または「Ⅱ型」と、「Ⅲ型」の併給が可能となったが、既に「Ⅰ型（Ⅱ型）」を算定しており、新たに「Ⅲ型」も算定したい場合、届出は必要か。また、本加算に関して要件の計算方法に変更はあるか。

（答）
変更届の提出が必要です。なお、計算方法に変更はありません。

２　報酬以外に関する事項

（　共通の届出様式　）
問１０
第２号様式「変更届出書」及び様式第５号「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」に「印」がなくなったが、捺印は不要ということか。

（答）
お見込のとおりです。

（　生活介護計画　）
問１１
生活介護計画とは個別支援計画とは異なるものか。

（答）
同義です。

（　生活介護の運営基準　）
問１２
　基本報酬区分の見直しで、利用定員ごとの基本報酬を 10 人ごとに設定するとあるが、現在、20 名定員の事業所を 10 名定員にする事は可能か。

（答）
　最低の利用定員に関する基準に変更はなく、原則として生活介護事業所の定員は「２０名以上」と定められているため、主として重症心身障害児者を対象とした事業所以外は不可となります。

（　生活介護の運営基準　）
問１３－１
　従業員の配置数を算出する際に必要な前年度の平均利用者数の算出について、「サービス提供時間が５時間以上７時間未満の利用者は、前年度の平均利用者数の算出の際、１人ではなく 0.75 人として計算」と書かれているが、利用時間により平均利用者数を減じるこの計算方法は、定員超過減算や面積基準等の管理においても同様か。また、平均利用者数が上記の利用時間により減じられるため、定員を引き下げることは可能か。（例えば、従来の方法で計算した平均利用者数は約 21 名、定員が 25 名、新しい計算法で計算した平均利用者数は約 16 人となる場合、運営状況を維持したまま定員を現状の 25 名から 20 名へと引き下げるということが可能か）
問１３－２
　従業員の配置員数を算出する際に必要な前年度の平均利用者数の算出については、サービス提供時間を考慮する（５時間以上７時間未満の利用者は、１日 0.75 人として計算し、５時間未満の利用者は１日 0.5 人と計算する。例えば、短時間の利用者を午前・午後に分けて受け入れることも可能。）ということだが、定員数の算出についても同様の扱いになるか。

（答）
　問１３－１について
　利用時間により平均利用者数を減じる考え方については、定員超過については同様であるため、設問の事例の場合、定員区分を引き下げることも可能となります。ただし、訓練作業室の面積基準は実定員数によって算出します。

　問１３－２について
　あくまでも平均利用者数を算出するための計算方法です。定員数につきましては、従前通りの考え方になります。

２　報酬に関する事項

（　生活介護の基本報酬　）
問１４
　生活介護の基本報酬は、利用者ごとに所要時間（標準的なサービス提供時間）に応じて決定されるようだが、障害者支援施設で提供される生活介護（常時介護が必要なため利用時間＝営業時間となる）の場合はどう考えればいいか。８時間以上利用の場合の延長支援加算は取れないとのことだが、例え

ば生活介護の営業時間を 10：00～17：00 とし、7 時間以上 8 時間未満までは一律に算定して差し支えないという解釈でいいのか。

（答）
各利用者の個別支援計画に標準的なサービス提供時間として位置づけられている時間により、一律に算定可能となります。

（　生活介護の基本報酬　）
問１５
所要時間における留意点として「…当該利用者の居住する地域にない場合等であって」という記載があるが、この「等」とは、どのような意味か。

（答）
「利用者の居住する地域にない場合等」が、具体的にどのような場合を指すのか、現在国に確認中です。

（5 月 8 日追記）
「等」について、具体的な想定はしておらず、送迎に要する時間が往復 3 時間以上となる場合は、たとえ事業所居住地と事業所所在地が同じ区市町村内であっても標準的な時間に 1 時間を加えることが可能です。

（　生活介護の基本報酬　）
問１６
ご家族の送迎による自主通所の利用者で、ご家族のお迎えがこちらの設定している標準的な時間よりも遅くなる場合、実際に帰られる時間までをサービス提供時間として算定することは可能か。また、逆に朝早く来られる利用者の方について、実際に通所された時間をサービス提供時間として算定することは可能か。

（答）
算定可能です。実際の所要時間が、居宅においてその介護を行う者等の就業その他の理由により、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間よりも長い時間に及ぶ場合であって、日常生活上の世話を行う場合には、実際に要した時間に応じた報酬単価を算定して差し支えありません。

（　生活介護の基本報酬　）
問１７
生活介護計画における標準的なサービス提供時間については、送迎や障害特性等による配慮事項に該当する者の場合、どのように記載するのか。

（答）
標準的なサービス提供時間については、送迎や障害特性等による配慮事項に該当する者の場合、例

えば、以下のように、合計のサービス提供時間とその内訳がわかるように記載してください。

（イメージ）
・サービス提供時間　　４時間
・送迎に係る配慮　　１時間
・障害特性に係る配慮　　３０ 分
・送迎時の移乗等　　３０ 分
――――――――――――――――――
合計のサービス提供時間　６時間

なお、「送迎に係る配慮」に関し、報酬改定説明会動画では「片道１時間を超えた時間を加える」と伝えましたが、取扱が以下のとおり変更されました。
（変更後）
「利用者が必要とするサービスを提供する事業所が当該利用者の居住する地域にない場合等であって、送迎に要する時間が往復３時間以上となる場合は、１時間を生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。」

（　生活介護の基本報酬　）
問１８
所要時間に基づいた報酬となるが、日によっての所要時間が変わる場合の利用者は、その日により単位数が異なるという解釈で良いか。また、送迎時間が往復３時間を超える場合や介助にかかる時間を所要時間として計算可能ということであったが、曜日ごとに利用者の人数やルートが異なる場合にはその曜日ごとに利用時間、単位数が変わる可能性があるということで良いか。

（答）
単位数の算定は所要時間（個別支援計画の標準的なサービス提供時間）によるため、日毎に異なる所要時間が個別支援計画に記載されている場合は日毎に単位数が異なることになります。

（　生活介護の基本報酬　）
問１９
障害特性等に起因するやむを得ない理由により、利用時間が短時間（サービス提供時間が６時間未満）にならざるを得ない利用者については、日々のサービス利用前の受け入れのための準備やサービス利用後における翌日の受け入れのための申し送り事項の整理、主治医への伝達事項の整理などに長時間を要すると見込まれることから、これらに実際に要した時間を、１日２時間以内を限度として生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができるとある。この場合、他のサービスと重なる利用者も想定されるがエラーにならないのか。
例)標準的なサービス提供時間は 10-16 時、障害特性のため 10-15 時(障害が重いため事前準備や他機関への申し送りあり)ヘルパー15 時より開始する場合。

（答）